

○大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年12月23日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び神戸町産業建設部建設課